

附 則（昭和五三年七月五日政令第二八二号）抄
 （施行期日）この政令は、公布の日から施行する。

第一條

（施行期日）この政令は、家畜改良増殖法の一部を改正する法律（昭和五八年法律第四十九号）の施行の

附 則（昭和五八年一一月一一日政令第二二七号）抄

1 日（昭和五八年十一月十九日）から施行する。
 附 則（昭和五九年六月二一日政令第二〇七号）

この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。
 附 則（昭和六一二年三月二五日政令第六〇号）

この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（平成六年三月一四日政令第七三号）

この政令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年一二月一二日政令第四一六号）抄
 （施行期日）

第一條 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二十二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一一年三月二四日政令第九六号）

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年六月七日政令第三三三号）抄
 （施行期日）

1 この政令（第一条を除く。）は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年七月一六日政令第二三四号）

この政令は、平成十六年八月一日から施行する。ただし、「新島本村」を「新島村」に改める部分は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年九月二二日政令第三〇一号）

この政令は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、「五島市（嵯峨島郷及び黄島郷の地区に限る。）」を「松浦市（黒島免の地区に限る。）五島市（嵯峨島郷及び黄島郷の地区に限る。）」に改める部分及び、「鷹島町（黒島免の地区に限る。）」を削る部分は、平成十八年一月一日から施行する。

附 則（平成一八年三月二三日政令第五二号）

この政令は、平成十八年三月三十一日から施行する。

附 則（令和二年九月一六日政令第二八八号）

この政令は、家畜改良増殖法の一部を改正する法律（令和二年法律第二十一号）の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。